

教育学術新聞「アルカディア学報」(第 698 号)に掲載された『学校法人のガバナンスに関する有識者会議の取りまとめへの危惧と留意点』に対する日本私大教連の対応について(まとめ)

2021 年 11 月 20 日

日本私大教連中央執行委員会

## 1. 経緯

日本私立大学協会(以下、私大協会)の機関紙である教育学術新聞・第 2844 号(2021.6.9)に掲載された『学校法人のガバナンスに関する有識者会議の取りまとめへの危惧と留意点』(以下、当該文書)において、日本私大教連が公表している『日本私大教連の私立学校法改正案(第 4 版・2020 改訂版)』について、事実と異なる指摘に基づく批判、論評の域を超えた中傷と言わざるを得ない記述がなされた。また 2021 年 6 月 18 日に開催された私大協会附置研究所の第 73 回公開研究会では、同研究所主幹として西井氏が当該文書に基づく報告を行った。

日本私大教連中央執行委員会はこれらのことを重視し、2021 年 8 月 20 日付けで文書『「学校法人のガバナンスに関する有識者会議のとりまとめへの危惧・留意点について」に対する抗議と申し入れ』(以下、「抗議と申し入れ」)を、私大協会会長ならびに教育学術新聞編集・発行人、当該文書執筆者の西井泰彦氏・坂下景子氏に提出した。

これに対し執筆者の一人である西井氏は、8 月 27 日に開催された第 74 回公開研究会の冒頭において、日本私大教連の「抗議と申し入れ」に言及し、私たちの指摘箇所の一部を訂正する発言を行った。この研究会のもようは教育学術新聞・第 2853 号(2021.9.1)でも報じられた。これを踏まえ、日本私大教連中央執行委員会は西井氏に、研究会で言及のなかった指摘箇所の取り扱い等について改めて問い合わせを行うとともに、その時点で「抗議と申し入れ」に対する回答がなかった私大協会会長、教育学術新聞編集・発行人に対して、再度の申し入れを行った。

西井氏はこの問い合わせに対して、教育学術新聞紙上で訂正を行う準備をしていると回答し、教育学術新聞・第 2858 号(2021.10.20)に『学校法人のガバナンスに関するアルカディア学報の記事の修正と説明』(以下、「修正と説明」)と題する文書が掲載された。

## 2. 日本私大教連の「抗議と申し入れ」の要点と「修正と説明」の概要

私たちが「抗議と申し入れ」で問題としたことを大きくまとめれば、

①当該文書が、『日本私大教連の私立学校法改正案(第 4 版・2020 改訂版)』について、「特に注目される」として、誤った事実認識にもとづいて 4 点にわたる問題指摘と批判を行ったこと、

②当該文書は、日本私大教連や個々の大学の教職員組合が「長く経営者側と対立してきた」関係にあると断定し、文科省の有識者会議が評議員会の権限強化の方向を打ち出したことについて、「組合としては(中略)理事会や大学執行部を抑え込む絶好の機会と捉えた」などと述べ、私立学校法改正により、組合が評議員会を通じて学校法人を支配することを目論んでいるかのように描き出し、組合の名誉を棄損していること、

の 2 点である。

これに対し西井氏は、「修正と説明」において、「執筆した当事者として、不明確な指摘等につ

いてお詫びするとともに、以下の通り記事の問題箇所を修正し、補足説明を行った。以下、日本私大教連の「抗議と申し入れ」に照らし、修正と補足説明の内容についてコメントする。

①については、「修正と説明」において、当該文書に「報告書では」との文言を挿入して対象が有識者会議の「取りまとめ」であるとし、補足説明で「私大教連の主張を述べたものではない」と明記した。このことは日本私大教連の指摘が正しかったことを認めたものである。

なお、私たちは「抗議と申し入れ」において、当該文書の記述内容が有識者会議の取りまとめの内容とも異なっていることを3点指摘したが、「修正と説明」では1点だけ修正を行ったのみである。

②については、「修正と説明」の補足説明で「評議員会を通じて組合が学校法人を支配しようとしていることを指摘した訳ではない」と述べ、日本私大教連の主張を受け入れた。

しかし、当該文書そのものについては、「大手大学においては評議員会の多数は組合を主なメンバーとする教員で占められており」を、「大手大学においては評議員会の多数は組合の主なメンバーである教員で占められており」と修正するにとどめている。この修正では、当該文書の文意はほとんど変わらない。また、「抗議と申し入れ」でも指摘したように、大規模大学において「評議員会の多数」が教員で占められているという根拠も不明確である。少なくともこの箇所は「評議員の一部は教員が担っており」といった表現とすべきである。

### 3. 「修正と説明」の補足説明に関して

補足説明の部分で、新たに強調されている点について、コメントをしておきたい。

西井氏は「修正と説明」で、4項「私大教連の改正案と有識者会議報告書との比較」を設け、比較表を掲載して、有識者会議報告書に「私大教連の要望の相当部分が反映されている。このことは組合関係者自身も認めざるを得ないであろう。この方向が更に進むならば教員や組合の立場が一層強化されることになろう」と強調する。

日本私大教連は、2013年に初めて「日本私大教連の私立学校法改正案」を取りまとめ、その後の法改正などを反映させる改訂を重ねながら、文科省や国会議員などに私立学校法改正の必要を繰り返し訴えてきたのである。有識者会議報告書の方向と日本私大教連の要求が一致している点については、評価しているところである。そもそも、私たちが私立学校法改正を要求してきたのは、私立学校法が、学校法人の理事長・理事会による専断的運営を容易に可能とする構造的欠陥を有しており、そのことが理事長・理事会による不祥事を抑止できない原因となっている現状を改善するためである。

したがって、「私大教連の要望の相当部分が反映されている。このことは組合関係者自身も認めざるを得ないであろう」という指摘には何ら意味がない。また「この方向が更に進むならば教員や組合の立場が一層強化されることになろう」と述べているが、「この方向」が進むことは学校法人と私立大学の公共性を確保することにつながるものなのであって、「教員や組合の立場が一層強化される」などという主張は失当である。

以上